

最高検10月2日まで

東地特捜第4584号

平成26年5月14日

長野恭博 殿

東京地方検察庁

特別捜査部 特殊直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面(平成26年5月1日付け)を拝見しました。

告訴とは、捜査機関に対して犯罪事実を申告し、その犯人の処罰を求めるものですから、いつ、誰が、どこで、誰にたいして、どのような方法で、何をしたのか、その結果いかなる被害にあったかなどについて構成要件に該当する事実を具体的根拠に基づき、できるかぎり特定して記載していただく必要があります。前記書面から、貴殿は、非告訴人らを特別公務員職権乱用罪で告訴する旨と拝察しましたが、前記書面では、捜査・公判に関わった警察官、検察官、裁判官の各職務行為がいかなる根拠に基づき、なぜ職務濫用に当たるとするのか具体的内容が判然とせず、告訴対象となる犯罪事実が具体的に特定されているとは認められません。

よって、貴殿から送付された前記書面は辺戻しします。

東地特捜第534号

平成26年6月6日

長野恭博 殿

東京地方検察庁

特別捜査部 特殊直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面(平成26年5月25日付け)を拝見しました。

前回は記載しましたが、前記書面では、捜査・公判に関わった警察官、検察官、裁判官の各職務行為がいかなる根拠に基づき、なぜ職務濫用に当たるとするのか具体的内容が判然とせず、告訴対象となる犯罪事実が具体的に特定されているとは認められません。

よって、貴殿から送付された前記書面は辺戻しします。

東地特捜第574号

平成26年6月27日

長野恭博 殿

東京地方検察庁

特別捜査部 特殊直告班

貴殿から送付された「告訴状」と題する書面(平成26年6月16日付け)を拝見しました。

前回は記載しましたが、前記書面では、捜査・公判に関わった警察官、検察官、裁判官の各職務行為がいかなる根拠に基づき、なぜ職務濫用に当たるとするのか具体的内容が判然とせず、法律の独自の解釈を記載しただけでは告訴対象となる犯罪事実が具体的に特定されているとは認められません。

よって、貴殿から送付された前記書面は辺戻しします。

東地特捜第683号

平成26年8月4日

長野恭博 殿	
	東京地方検察庁 特別捜査部 特殊直告班
貴殿から送付された「告訴状」と題する書面5通(平成26年7月14日付け1通、同月22日付け2通、同月28日付け2通)及び「告発状」と題する書面1通(同月14日付け)を拝見しました。 前回も記載しましたが、前記書面では、捜査、取締り及び公判に関わった警察官、入国審査官、入国管理局職員、検察官、裁判官等の各職務行為がいかなる根拠に基づき、なぜ職務濫用に当たるとするのか、嘘偽告訴と主張する根拠等の具体的内容が判然とせず、具体的証拠に基づかない主張を記載しただけでは告訴・告発の対象となる犯罪事実が具体的に特定されているとは認められません。 よって、貴殿から送付された前記書面は辺戻しします。 なお、今後も、これまでと同様な書面が当庁に送付されてきた場合は、刑事訴訟法に規程する告訴・告発状としての取り扱いをせず、かつ送付された書面等についても辺戻し手続を執らない場合もありますので、ご承知おきます。	
	東地特捜第704号 平成26年8月7日
長野恭博 殿	
	東京地方検察庁 特別捜査部 特殊直告班
貴殿から送付された「告発状」と題する書面2通(いずれも平成26年8月4日付)を拝見しました。 前回も記載しましたが、前記書面では、捜査、取締り及び公判に関わった警察官、検察官、裁判官等の各職務行為がいかなる根拠に基づき、なぜ職務濫用に当たるとするのか、嘘偽告訴と主張する根拠等の具体的内容が判然とせず、具体的証拠に基づかない主張を記載しただけでは告訴・告発の対象となる犯罪事実が具体的に特定されているとは認められません。 よって、貴殿から送付された前記書面は辺戻しします。 なお、今後も、これまでと同様な書面が当庁に送付されてきた場合は、刑事訴訟法に規程する告訴・告発状としての取り扱いをせず、かつ送付された書面等についても辺戻し手続を執らない場合もありますので、ご承知おきます。	
	平成27年 2月19日
長野恭博 様	
	法務省刑事局
貴殿から御書状を受領し、拝読いたしましたが、本件については、個別具体的事件に関する事柄であると思科すされるため、当省では対応いたしかねることを御理解願います。 なお、受領した御書状のうち、起訴状、告訴状、告発状、東京地方検察庁特別捜査部特殊直告班から貴殿に宛てた書面については、辺戻しさせていただきます。	
	平成27年 2月26日
長野恭博 様	

	警視庁刑事部捜査二課
封書の辺戻しについて	
貴殿から警視総監宛に提出された「告訴状」と題する書面について拝見致しましたが、申告している犯罪事実が不明確で犯罪事実の申告とは認められませんので、書面は辺戻しさせていただきます。	
平成27年 5月14日	
長野恭博 殿	東京高等検察庁検察官
貴殿から提出のありました、「告訴状」と記載のある書面等を拝読し、検討させていただきました。告訴に当っては、犯罪事実を具体的な証拠に基づき、できる限り特定して記載していただく必要がありますが、上記書面については、具体的な犯罪事実は判然とせず、告訴事実を特定することができません。	
したがって、貴殿から提出のありました上記書面等はすべて辺戻しいたします。	
平成27年 6月2日	
長野恭博 殿	千葉地方検察庁
書面の返送について	
貴殿から送付のありました告訴状を拝見しましたが、その主旨は有罪の言渡しをした確定判決が不当であるとのいうものであると拝察されるところ、我が国の司法制度においては、このようなときは裁判所に対する再審という制度があり、再審請求の手続きをお願いしたく、送付された告訴状につきましては返送させていただきます。	
平成27年 6月15日	
長野恭博 殿	千葉地方検察庁特別刑事部 検察官
書面の返送について	
貴殿から送付のありました平成27年6月1日付け告発状3通、同月8日付け告訴状3通、同月9日付け告訴状2通及び告発状3通を拝見しましたが、いずれも当庁には管轄がないと思われるので、返送します。	
最高検刑第100148号 平成27年 8月7日	
長野恭博 殿	最高検察庁
書面の取扱いについて	

貴殿から送付のあった「上申書」と題する書面（本年6月19日付け1通、同月22日付け1通）、「告訴状」と題する書面（本年6月19日付け5通、同月22日付け4通）、「告発状」と題する書面（本年6月19日付け6通）及び同封資料一切は、本日付けで東京地方検察庁に回送しました。

東地特捜第2679号

平成27年8月19日

長野恭博 殿

東京地方検察庁

特別捜査部 特殊直告班

貴殿から送付された「告発状」「告訴状」と題する書面計16通（平成27年6月19日付け12通、同月22日付け4通）及び上申書並びに資料を拝見しました。

これまでの辺戻文書にも記載しましたが、捜査、取締り及び公判に関わった警察官、検察官、裁判官等の各職務行為がいかなる根拠に基づき、なぜ職権乱用に当たるとするのか、虚偽告訴と主張する根拠などの具体的内容が判然とせず、具体的証拠に基づかない主張を記載しただけでは告訴・告発の対象となる犯罪事実が具体的に特定されているとは認められません。よって、前記書面等は辺戻します。

なお、前回の辺戻文書に記載しましたが、今後も、これまでと同様な書類等が当庁に回付されてきた場合及び最高検察庁等から当庁に回付されてきた場合は、刑事訴訟法に規定する告訴・告発状としての取扱いをせず、かつ、送付された書類等についても辺戻手続きを執らない場合もありますので、御承知をお願いします。

最高検刑第100192号

平成27年10月2日

長野恭博 殿

最高検察庁

書面の辺戻しについて

貴殿から送付のあった「上申書」と題する書面（本年6月19日付け1通、同月22日付け1通）、本年8月27日付け1通）、「告訴状」と題する書面（本年6月19日付け5通、同月22日付け4通）、「告発状」と題する書面（本年6月19日付け6通）及び同封資料一切を拝読しました。

検察庁における告訴・告発状の受理・不受理についての判断は、当該検察庁において、適切に行なわれていると承知しております。

したがって、上記書面については辺戻します。